

Suit by Inhabitants (taxpayer'suit) and Abandonment of Right to Claim Compensation for Damages by a local assembly

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/34429

【判例研究】

住民訴訟と議会の議決による損害賠償請求権の放棄

住民訴訟の係属中にされたその請求に係る市の不当利得返還請求権を放棄する旨の条例の制定に係る市議会の議決が適法であり、当該放棄が有効であるとされた事例

（神戸市外郭団体派遣職員への人件費違法支出損害賠償等請求事件）

平成二四年四月二〇日最高裁判所第二小法廷判決（平成二二年（行ヒ）第一〇二号）（破棄自判）（原審…大阪高等裁判所）

宇都宮 純 一

【判決要旨】

- 1 市がその職員を派遣し又は退職の上在籍させている団体に対し公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律所定の手続によらずに上記職員の給与相当額の補助金又は委託料を支出したことにつき、市長に過失があるとはいえない。
- 2 普通地方公共団体が条例により債権の放棄をする場合には、その長による公布を経た当該条例の施行により放棄の効力が生じ、その長による別途の意思表示を要しない。
- 3 住民訴訟の対象とされている普通地方公共団体の不当利得返還請求権を放棄する旨の議会の議決がされた場合において、当該請求権の発生原因である公金の支出等の財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響（その違法事由の性格や当該支出等を受けた者の帰責性等を含む）、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、住民訴訟の係属の有無及び経緯、事後の状況その他の諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする地方自治法の趣旨等に照らして不合理であつてその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときは、その議決は違法となり、当該放棄は無効となる。
- 4 市がその職員を派遣し又は退職の上在籍させている団体に対し公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律所定の手続によらずに上記職員の給与相当額の補助金又は委託料を支出したことが違法であるとして提起された住民訴訟の係属中に、その請求に係

る市の当該各団体に対する不当利得返還請求権を放棄する旨の条例が制定された場合において、判示の事情の下では、その制定に係る市議会の議決はその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるとはいえず適法であり、当該放棄は有効である。
(3、4につき千葉勝美裁判官の補足意見がある。)

一 はじめに

近時、住民訴訟が提起された後に、議会が地方公共団体の長や公務員個人に対する損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権などの債権を放棄する議決をする例が増えており、これに関する下級審の裁判例が蓄積されてきている。本件もそのような訴訟の一つであるが、一連の同種の事件に対して最高裁として初めてその立場を明らかにした事案として重要な判決である。

このような議決による減免の制度は、地方公共団体の出納会計職員については、地方自治法二四三条の二第八項が定め、さらに自治法九六条一項一〇号が賠償請求権の放棄を包括的に定めており、自治法はこの九六条による減免と二四三条の二第八項による減免という二つの議決を認めていることになる。本件は前者の減免に関する事案である。

一方、地方自治法二四二条の二第一項四号の住民訴訟(二〇〇二年の法改正前後の新旧四号訴訟を含む)に基づく長の損害賠償責任についての議会による請求権(債権)放棄の有効性を争う過去の裁判例では、議会による請求権(債権)放棄を無効とするものと、有効とするものに分かれていた。本件最高裁判決は、この争点について一定の決着をつけたものである。なお、この問題について、学説も、議会による請求権(債権)放棄を原則として無効とする立場と有効とする立場に分かれている。

神戸市が福祉、医療、住宅などのサービスを行っている外郭団体に職員を派遣していたところ、派遣した職員の

給料は、条例で定めて支給しなければならないとの派遣法の規定にもかかわらず、これを神戸市が条例の規定によらずに、外郭団体に対してその人件費相当額を補助金として支給していたため、派遣法に違反し、違法であるとして、その人件費相当額の補助金について、市長個人に対する損害賠償と外郭団体に対する不当利得返還請求を神戸市民である住民が住民訴訟により求めたという本件のような事案においては、裁判所と（地方）議会の関係にかかわる原理的な問題が存在していると指摘される（後掲・木村琢磨評釈）。すなわち、「住民の直接参政の手段」ないし「住民の能動的権利」の発露とされる住民訴訟制度と、間接民主制ないし代表民主制を体现する地方公共団体の議会の権限との関係が問われているのである。また、地方自治法の規定する債権ないし請求権放棄の制度（減免制度）に向けられる批判に鑑みて、立法論的な観点からの見直しも要請されるところである。

他方、上記四号訴訟において公金支出が違法とされて首長の賠償責任が認められた場合に、議会が自治法九六条一項一〇号により、その損害賠償請求権を放棄する例が相次いでいることと背景として、過度の個人賠償責任の追及を可能にする住民訴訟制度自体にも問題点や矛盾があることも同時に指摘されているところである。また、外郭団体への派遣職員の人件費について、当時、多くの自治体で神戸市と同様に、条例によらずに補助金として支出していたケースが多く、総務省もそれを否定していなかったことも指摘されている。したがって、公務員の賠償責任を徹底することに一定の限界を設けるべきなのか、住民訴訟制度の問題点も踏まえた検討、さらには住民訴訟の在り方のみならず地方自治の在り方にも視野を拡張した検討も要請されることにならう（後掲・津田和之論文）。

二 最高裁判平成二四年四月二〇日判決（平成二二年（行ヒ）第一〇二号）の概要

本案では、神戸市が、外郭団体に派遣した職員の人件費をめぐる住民訴訟により、第一審、控訴審判決が市長

らに補助金支出分を請求するよう市に命じたところ、市は、上告するとともに、市長に対する約四八億円の賠償請求権を放棄する議案を市議会に提出し、賛成多数で可決された。住民訴訟により、違法とされた公金支出についての長に対する賠償請求権を議会の一方的な議決により放棄することが、果たして法的に許容されるのかが問われることとなった。

1 原審の確定した事実関係

本件は、神戸市（以下「市」という。）の住民である原告（被控訴人、被告上告人）らが、市がその職員を派遣していた公益的法人等及び派遣法一〇条二項所定の退職派遣者を在職させていた同条一項所定の特定法人に対して派遣職員又は上記退職派遣者（以下「派遣職員等」という。）の給与相当額を含む補助金又は委託料（以下「補助金等」という。）を支出したことは派遣職員の給与の支給方法等を定める派遣法を潜脱するもので違法、無効であるとして、地方自治法二四二条の二第一項四号に基づき、市の執行機関である神戸市長（被告、控訴人、上告人）を相手に、平成一七年度及び同一八年度の補助金等の支出当時の市長であったAに対して上記補助金等のうち派遣職員等の給与相当額及びその遅延損害金につき損害賠償請求をすることを求めるとともに、上記公益的法人等及び特定法人に対して上記派遣職員等の給与相当額及びその遅延利息につき不当利得返還請求をすることを求める住民訴訟（新四号訴訟）である。そして、控訴審係属中に市議会により市の損害賠償請求権等を放棄する旨の条例が制定されたが（控訴審係属中に神戸市議会が同市の「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」を改正し、同改正附則で神戸市の損害賠償請求権および不当利得返還請求権を放棄した。平成二二年二月二六日）、控訴審が議決権の濫用にあたりその効力を有しないとして被告上告人らの請求を一部認容したことから、上告人が上告した事案である。（以下に摘示する「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成一八年法律第五〇号）

よる改正前の法律の題名は「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」。以下、同改正の前後を通じて「派遣法」という。)の規定のうち、二条一項は同改正前のものをいい、その余の規定は現行のものをいう。

2 第一審及び原審の判断

第一審(神戸地判平成二〇年四月二四日)は、補助金を充てる給与の支給対象者が派遣職員であっても、それが固有職員である場合と同様に、当該派遣職員の従事する業務の内容、その公益性の程度及びその給与相当額援助の必要性等の点から公益上の必要性が肯定されるなら、当該補助金支出は適法といえるが、そうでなければ違法となる。補助金を充てる給与の支給対象者が派遣職員である場合に、公益上の必要性の判断を経た上での補助金支出ではなく、地方公共団体の職員としての給与支給の代替としてその人件費相当額を補助金によって支出するなど地方公共団体からの給与支給そのものと同視できるような補助金の支出は違法であるとして、原告らの請求を一部認容する判決を言い渡した。

これに対し、被告が控訴を提起し、原告らも附帯控訴を提起した。

原審(大阪高判平成二二年一月二七日)は、上記事実関係等の下において、本件補助金等の支出は派遣法六条二項を潜脱するもので同項に違反し違法、無効であるとした上で、その当時の市長であったAの過失の有無及び本件附則による権利の放棄の有効性につき、要旨、次のとおり判断して、Aに対する損害賠償請求及び本件各団体に對する不当利得返還請求を求める被控訴人らの請求をそれぞれ一部認容すべきものとした。

(1) 本件補助金等の支出の当時、補助金等が派遣職員等の給与に充てられることが適法であるとする通説や裁判例が存在するといった状況にはなかつたことなどからすれば、当時の市長であったAは、本件補助金等の支出

に係る違法な交付決定等を自ら行い又はこれを市の職員に専決させたことにつき、少なくとも市長として尽くすべき注意義務を怠った過失が認められる。

(2) 普通地方公共団体の議会が条例の形式により権利の放棄を議決し、その長がこれを公布したとしても、地方自治法一四九条六号が普通地方公共団体の財産を管理し処分することをその長が担任する事務と定めていることからすれば、その長による別途の意思表示を待たずに直ちにその対象となった権利について放棄の効力が生じてその権利が消滅するということはできないところ、本件において市長による別途の意思表示があったとは認められない。

さらに、当時の市長に対する損害賠償請求権と本件各団体に対する不当利得返還請求権を放棄する旨の本件附則に係る市議会の議決は、市の執行機関である市長が行った違法な財務会計行為を放置し、損害の回復を含めてその是正の機会を放棄するに等しく、また、本件の住民訴訟を無に帰せしめるものであって、地方自治法に定める住民訴訟の制度を根底から否定するものといわざるを得ず、議決権の濫用に当たり、その効力を有しないといふべきであつて、本件附則もその効力を生じない。

3 判旨

最高裁第二小法廷は、原審の判断のうち、本件補助金等の支出が違法、無効であるとした点は是認することができるが、同(1)及び(2)の判断、すなわち支出当時の市長であったAの過失の有無、市の本件各団体に対する不当利得返還請求権に係る本件附則による権利の放棄の有効性の二点については是認することができないとして、以下のように述べて破棄自判した。

1. 市がその職員の派遣先団体等に対し「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」所定の手

続によらずに上記職員の給与相当額の補助金又は委託料を支出したことが同法に違反する場合において、(次の(1)～(4)など判示の事情の下では)市長に過失があるとはいえない。

(1) 同法は、地方公共団体が上記団体に支出した補助金等が上記職員の給与に充てられることを禁止する旨の明文の規定は置いていない。

(2) 同法の制定の際の国会審議において、地方公共団体が営利法人に支出した補助金が当該法人に派遣された職員の給与に充てられることの許否は公益上の必要性等に係る当該地方公共団体の判断による旨の自治政務次官の答弁がされていた。

(3) 同法の制定後、総務省の担当者も、上記団体における上記職員の給与に充てる補助金の支出の適否は同法の適用関係とは別途に判断される旨を上記市や他の地方公共団体の職員に対して説明していた。

(4) 法人等に派遣された職員の給与に充てる補助金の支出の適法性に関し、同法の施行前に支出された事例については裁判例の判断が分かれており、同法の施行後に支出がされた事例については同法と上記支出の関係について直接判断した裁判例はいまだ現れていなかった。

2. 普通地方公共団体が条例によりその債権の放棄をする場合におけるその長による意思表示と放棄の効力については、

地方自治法九六条一項一〇号が普通地方公共団体の議会の議決事項として権利の放棄を規定している趣旨は、その議会による慎重な審議を経ることにより執行機関による専断を排除することにあるものと解されるところ、普通地方公共団体による債権の放棄は、条例による債権の放棄の場合には、条例という法規範それ自体によって債権の処分が決定され、その消滅という効果が生ずるものであるから、その長による公布を経た当該条例の施行により放

棄の効力が生ずるものというべきであり、その長による別途の意思表示を要しないものと解される

3. 住民訴訟の対象とされている普通地方公共団体の不当利得返還請求権を放棄する旨の議会の議決の適法性及び当該放棄の有効性に関する判断基準として、

地方自治法九六条一項一〇号は、普通地方公共団体の議会の議決事項として、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」を定め、この「特別の定め」の例としては、普通地方公共団体の長はその債権に係る債務者が無資力又はこれに近い状態等にあるときはその議会の議決を経ることなくその債権の放棄としての債務の免除をすることができる旨の同法二四〇条三項、地方自治法施行令一七一条の七の規定等がある。他方、普通地方公共団体の議会の議決を経た上でその長が債権の放棄をする場合におけるその放棄の実体的要件については、同法その他の法令においてこれを制限する規定は存しない。

したがって、地方自治法においては、普通地方公共団体がその債権の放棄をするに当たって、その議会の議決及び長の執行行為（条例による場合は、その公布）という手続的要件を満たしている限り、その適否の実体的判断については、住民による直接の選挙を通じて選出された議員により構成される普通地方公共団体の議決機関である議会の裁量権に基本的に委ねられているものというべきであるとした上で、同法において、普通地方公共団体の執行機関又は職員による公金の支出等の財務会計行為又は怠る事実に係る違法事由の有無及びその是正の要否等につき住民の関与する裁判手続による審査等を目的として住民訴訟制度が設けられているところ、住民訴訟の対象とされている普通地方公共団体の不当利得返還請求権を放棄する旨の議会の議決がされた場合において、このような請求権が認められる場合は様々であり、個々の事案ごとに、当該請求権の発生原因である公金の支出等の財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響（その違法事由の性格や当該支出等を受けた者の帰責性等を含む）、当該議決の趣旨及

び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、住民訴訟の係属の有無及び経緯、事後の状況その他の諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする地方自治法の趣旨等に照らして不合理であつてその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときは、その議決は違法となり、当該放棄は無効となる。そして、当該公金の支出等の財務会計行為等の性質、内容等については、その違法事由の性格や当該職員又は当該支出等を受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものと解される。

4. 住民訴訟の係属中にされたその請求に係る市の不当利得返還請求権を放棄する旨の条例の制定に係る市議会の議決が適法であり、当該放棄が有効であるとされた。

市がその職員を派遣し又は退職の上在籍させている団体に対し公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律所定の手続によらずに上記職員の給与相当額の補助金又は委託料を支出したことが違法であるとして提起された住民訴訟の係属中に、その請求に係る市の当該各団体に対する不当利得返還請求権を放棄する旨の条例が制定された場合において、次の(1)～(5)など判示の事情の下では、その制定に係る市議会の議決はその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるとはいえず適法であり、当該放棄は有効である。

- (1) 当該請求権の発生原因である補助金又は委託料の支出に係る違法事由は、当該各団体における上記職員の給与等に充てる公金の支出の適否に関する同法の解釈に係るものであり、当該各団体においてその支出の当時これが同法の規定又はその趣旨に違反するものであるとの認識に容易に至ることができる状況にはなかつた。
- (2) 当該各団体には、不法な利得を図るなどの目的はなく、補助金又は委託料の支出という給与等の支給方法の選択に自ら関与したなどの事情もうかがわれない。
- (3) 当該各団体の活動を通じて医療、福祉、文化、産業振興、防災対策、住宅供給、都市環境整備、高齢者失業対策

等の各種サービスの提供という形で住民に相応の利益が還元されており、当該各団体が不法な利益を得たものということはできない。

(4) 上記条例全体の趣旨は、上記住民訴訟における第一審判決の判断を尊重し、同法の趣旨に沿った透明性の高い給与の支給方法を選択したものと見え、上記条例に係る議会での審議の過程では、上記補助金及び委託料の返還を直ちに余儀なくされることによつて当該各団体の財政運営に支障が生ずる事態を回避すべき要請も考慮した議論がされている上、上記補助金及び委託料に係る不当利得返還請求権の放棄によつて市の財政に及ぶ影響は限定的なものにとどまる。

(5) 上記住民訴訟を契機に、市から法人等に派遣される職員への給与の支給に関する条例の改正が行われ、以後、市がその職員を派遣し又は退職の上在籍させている団体において市の補助金又は委託料を上記職員の給与等に充てることがなくなるといふ是正措置が既に採られている。

そして、上記3に示した判断基準に則して、以下のように個別的に説示している。

「本件についてこれを見るに、まず、本件補助金等の支出の性質及び内容に関しては、本件補助金等は派遣職員等の給与等に充てられるものとして支出されたものであり、その違法事由は、派遣職員等の給与等に充てられる公金の支出の適否に関する派遣法の解釈に係るものであるところ、前記(1)において説示したところによれば、市長はもとより本件各団体においてもその支出の当時これが派遣法の規定又はその趣旨に違反するものであるとの認識に容易に至ることができる状況にはなかつたといふべきであつて、市からその交付を受けて本件派遣職員等の給与等の人件費に充てた本件各団体の側に帰責性があるとは考え難い。次に、本件補助金等の支出の原因及び経緯に関しては、本件各団体が不法な利得を図るなどの目的によるものではなく、派遣職員等の給与等の支給方法について市の側が補助金等の支出という方法を選択したことによるものであつて、本件各団体がその支給方法の選択に自ら

関与したなどの事情もうかがわれない。また、本件補助金等の支出の影響に関しては、前記2(1)のとおり、本件各団体は本件旧条例等において派遣対象団体又は特定法人とされ、その業務の全部又は一部が公益の増進に寄与するとともに市の事務又は事業と密接な関連を有し、その施策の推進を図るため人的援助が必要であるものに該当するところ、本件補助金等は、派遣職員等の給与等の人件費という必要経費に充てられており、これらの派遣職員等によって補強、拡充された本件各団体の活動を通じて医療、福祉、文化、産業振興、防災対策、住宅供給、都市環境整備、高齢者失業対策等の各種サービスの提供という形で住民に相応の利益が還元されているものと解され、本件各団体が不法な利益を得たものということはできない。

そして、以上を前提として、本件附則に係る議決の趣旨及び経緯についてみるに、前記2(6)の一連の経過に照らせば、市議会の議決を経て成立した本件附則を含む本件改正条例全体の趣旨は、派遣職員等の給与については、市が派遣先団体に支出する補助金等をこれに充てる方法を探らずに、派遣法六条二項を根拠に定める条例の規定に基づき市が派遣職員に直接支給する方法を探ることを明らかにしたものであり、前者の方法を違法とした第一審判決の判断を尊重し、派遣法の趣旨に沿った透明性の高い給与の支給方法を選択したものとすることができる。また、仮に、既に本件派遣職員等の給与等の人件費に充てられた本件補助金等を直ちに返還することを余儀なくされるとすれば、本件各団体の財政運営に支障が生じ得るところであり、前記2(7)イのとおり、市議会での審議の過程において、これにより公益的事業の利用者たる住民一般が被る不利益等を勘案した議論がされていること等に鑑みると、本件附則に係る議決は、公益の増進に寄与する派遣先団体等として住民に対する医療、福祉、文化、産業振興、防災対策、住宅供給、都市環境整備、高齢者失業対策等の各種サービスの提供を行っている本件各団体についてそのような事態が生ずることを回避すべき要請も考慮してされたものであるということが出来る。そして、本件補助金等に係る不当利得返還請求権の放棄又は行使の影響についてみるに、まず、本件改正条例によって、本

件各団体のうち前記2(6)の四団体を除く各団体については、派遣法所定の手続に従って市から派遣職員に直接給与が支給されるものとされており、これによれば、本件派遣職員等の給与の大半は、適法な手続を経た上で市の公金から支出されるものとされており、これもそもそも予定されていたものといえることからすると、上記請求権の放棄によって市の財政に及ぶ影響は限定的なものにとどまるということが出来る。また、既に本件派遣職員等の給与等の人件費に充てられた本件補助金等につき上記請求権の行使により直ちにその返還の徴求がされた場合、実際に本件各団体の財政運営に支障を来して上記の各種サービスの十分な提供が困難になるなどの市における不利益が生ずるおそれがあり、その返還義務につき上記の要請を考慮して議会の議決を経て免責がされることは、その給与等の大半については返還と再度の支給の手続を行ったものと実質的に同視し得るものともいえる上、そのような市における不利益を回避することに資するものといえることもできる。そうすると、上記の本件訴訟の経緯のみから直ちに本件附則に係る議決が本件各団体の債務を何ら合理的な理由なく免れさせたものといえることはできない。」

「本件訴訟の係属中に、原告人の第一審での一部敗訴を経て原審の判決の言渡期日の直前に本件改正条例案が可決されており、このような現に係属する本件訴訟の経緯を踏まえ、本件附則に係る議決については、主として住民訴訟制度における当該財務会計行為等の審査を回避して制度の機能を否定する目的でされたなど、住民訴訟制度の趣旨を没却する濫用的なものに当たらないか否かという観点からみることにする。この点に関し、原審は、本件議決がされた時期と原審における住民訴訟の審理の状況との関係等をも理由として、市の本件各団体に対する不当利得返還請求権を放棄する旨の本件附則に係る市議会の議決は地方自治法の定める住民訴訟制度を根本から否定するものである旨をいう。しかしながら、本件附則に係る議決の適法性に関しては、住民訴訟の経緯や当該議決の趣旨及び経緯等を含む諸般の事情を総合考慮する上記の判断枠組みの下で、裁判所がその審査及び判断を行うのであるから、上記請求権の放棄を内容とする上記議決をもって、住民訴訟制度を根底から否定するものであるということ

はできず、住民訴訟制度の趣旨を没却する濫用的なものに当たるといふことはできない。

そして、本件補助金等の支出に係る事後の状況に関しては、前記2(6)のとおり、本件訴訟等を契機に条例の改正が行われ、以後、市の派遣先団体等において市の補助金等を派遣職員等の給与等の人件費に充てることがなくなるという是正措置が既に採られている。

以上の諸般の事情を総合考慮すれば、市が本件各団体に対する上記不当利得返還請求権を放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする地方自治法の趣旨等に照らして不合理であるとは認め難いといふべきであり、その放棄を内容とする本件附則に係る市議会の議決がその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるとはいえず、その議決は適法であると解するのが相当である。

そして、上記不当利得返還請求権の放棄を内容とする本件附則を含む本件改正条例については、市議会による上記議決及び市長による公布を経て施行されているのであるから、本件附則に係る権利の放棄は有効であつて、本件附則の施行により当該請求権は消滅したものとすべきである。

(3) 以上によれば、Aに過失がある等として市の同人に対する損害賠償請求権の存在を肯定し、本件附則が無効である等として市の本件各団体に対する不当利得返還請求権の存在を肯定して被上告人らの請求をそれぞれ一部認容すべきものとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、論旨はこの趣旨をいうものとして理由がある。」

(3、4につき補足意見がある。)

千葉勝美裁判官の補足意見

「国家賠償法においては、個人責任を負わせる範囲について、同法第一条二項が公権力の行使に当たる公務員が故

意又は重大な過失のあった場合に限定しているのと比べ、住民訴訟においては、個人責任を負う範囲を狭めてはならず、その点が制度の特質となっている。」「地方公共団体の長が自己又は職員の見解の誤りにより結果的に膨大な個人責任を追及されるという結果も多く生じてきており（最近の下級裁判所の裁判例においては、損害賠償請求についての認容額が数千万円に至るものも多く散見され、更には数億円ないし数十億円に及ぶものも見られる。）、また、個人責任を負わせることが、柔軟な職務遂行を萎縮させるといった指摘も見られるところである。地方公共団体の長が、故意等により個人的な利得を得るような犯罪行為ないしそれに類する行為を行った場合の責任追及であれば別であるが、錯綜する事務処理の過程で、一度ミスや法令解釈の誤りがあると、相当因果関係が認められる限り、長の給与や退職金をはるかに凌駕する損害賠償義務を負わせることとしているこの制度の意義についての説明は、通常の個人の責任論の考えからは困難であり、それとは異なる次元のものといわざるを得ない。国家賠償法の考え方に倣えば、長に個人責任を負わせる方法としては、損害賠償を負う場合やその範囲を限定する方法もあり得るところである。」「現行の住民訴訟は、不法行為法の法理を前提にして、違法行為と相当因果関係がある損害の全てを個人に賠償させることにしている。そのことが心理的に大きな威嚇となり、地方公共団体の財務の適正化が図られるという点で成果が上がることを期待される一方、場合によっては、前記のとおり、個人が処理できる範囲を超えた過大で過酷な負担を負わせる等の場面が生じているところである。」「このような議決がされるに当たっては、その可否はもちろん、適否の実体的判断についても、法廷意見の述べるところとおり、住民による直接の選挙を通じて選出された議員により構成される普通地方公共団体の議決機関である議会の裁量に基本的に委ねられているものである。そして、このような議会の議決の裁量権の範囲、適否については、対象となる権利・請求権が住民訴訟の対象となっている、あるいは、対象となる可能性があるという場合と、そうでない場合とで異なることはないというべきである。」

「権利の放棄の議決が、主として住民訴訟制度における地方公共団体の財務会計行為の適否等の審査を回避し、制度の機能を否定する目的でされたと認められるような例外的な場合（例えば、長の損害賠償責任を認める裁判所の判断自体が法的に誤りであることを議会として宣言することを議決の理由としたり、そもそも一部の住民が選挙で選ばれた長の個人責任を追及すること自体が不当であるとして議決をしたような場合が考えられる。）には、そのような議会の裁量権の行使は、住民訴訟制度の趣旨を没却するものであり、そのことだけで裁量権の逸脱・濫用となり、放棄等の議決は違法となるものといえよう。

法廷意見は、このような例外的な場合（なお、本件はこのような場合には当たらない。）は別に於いて、一般に権利放棄の議決がされる場合、議会の裁量権行使に際して考慮すべき事情あるいは考慮することができる事情を示し、議会の裁量権の逸脱・濫用の有無に関しての司法判断の枠組みの全体像を示したものであり、議会としては、基本的にはその裁量事項であっても、単なる政治的・党派的判断ないし温情的判断のみで処理することなく、その逸脱・濫用とならないように、本件の法廷意見が指摘した司法判断の枠組みにおいて考慮されるべき諸事情を十分に踏まえ、事案に即した慎重な対応が求められることを肝に銘じておくべきである。」

三 裁判例、学説の動向

（一）裁判例の動向

所謂四号訴訟に基づく自治体の長の損害賠償責任についての議会による請求権（債権）放棄の有効性が争われた過去の裁判例は、以下のように議会による請求権（債権）放棄を無効とするものと、有効とするものに分かれている。が、近年、下級審では、議会による請求権（債権）放棄を有効とする判決が相次いでいるといわれる。

東京高等裁判所平成二二年二月二六日（鋸南町・議決を有効と判断）

東京高等裁判所平成一八年七月二〇日判決（玉穂町・有効）

「住民訴訟が提起されたからといって、住民の代表である地方公共団体の議会がその本来の権限に基づいて住民訴訟における個別的な請求に反した議決に出ることまで妨げられるべきものではない。」

東京高等裁判所平成一九年三月二八日判決（久喜市・有効）

「議会は、権限を濫用し、又はその範囲を逸脱しない限り、本来有する権限に基づき自由に権利の放棄の議決をなしうるものというべきで、その損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権は、本件権利放棄の議決により消滅したものである」といふべきではない。」

大阪高等裁判所平成二〇年九月五日判決（茨木市・無効・債務免除は議会の決議のみによっては効力を生じないとした。）

大阪高等裁判所平成二二年三月二六日判決（大東市・有効）

「住民訴訟が提起された場合、住民の代表である地方公共団体の議会がその本来の権限に基づいて住民訴訟における個別的な請求に反する議決をすることができないと解すべき法的根拠はこれを見出すことができないのであって、放棄の可否は、住民の代表である議会が、損害賠償請求権の発生原因、放棄することによる影響、効果等を総合考慮して行う良識のある合理的判断に委ねられているというしかない。」

東京高等裁判所平成二二年二月二四日判決（旧氏家町・無効）

「地方自治法九六条一項一〇号に基づく権利の放棄の可否は、議会の良識にゆだねられているものではあるが、裁判所が存在すると認定判断した損害賠償請求権について、これが存在しないとの立場から、裁判所の認定判断を覆

し、あるいは裁判所においてそのような判断がなされるのを阻止するために権利放棄の決議をすることは、損害賠償請求権の存否について、裁判所の判断に対して、議会の判断を優先させようとするものであって、権利義務の存否について争いがある場合には、その判断を裁判所に委ねるものとしている三権分立の趣旨に反するものというべきであり、地方自治法も、そのような裁判所の認定判断を覆す目的のために権利放棄の議決が利用されることを予想・認容しているものと解することはできない。

したがって、本件議決は、地方自治法により与えられた裁量権を逸脱又は濫用したものであるとして違法無効なものというべきであり、本件議決により損害賠償請求権は消滅するものではない。」

本件神戸市事件についての大阪高裁の判断も以下のように分かれた。

住民訴訟の係属中に議会が対象となつた権利を放棄する旨の議決をした事例（神戸市）

大阪高等裁判所平成二十一年一月二七日判決（議決を無効と判断）

市から外郭団体（二〇団体）に支出した平成一七、一八年の補助金・委託料は、市の派遣職員の人件費を含んでおり、派遣法の脱法行為として違法であるなどとして、住民が市長に対し、当時の市長に損害賠償の請求を、各外郭団体に不当利得返還の請求をするようそれぞれ求めた事案（新四号訴訟）。二〇の外郭団体のうち、三団体に対するもの（①事件）と当該三団体を含む二〇団体に対するもの（②事件）に分かれ、本件は②の事件。

「議会が権利放棄の決議をしたとしても、また、それが条例の形式でされた場合であっても、執行機関による放棄の行為を待たずに当該決議によって直ちに対象となつた権利について、放棄の効果が生じ、同権利が消滅するということとはできない。」

「住民訴訟の制度が設けられた趣旨、一番で控訴人が敗訴し、これに対する控訴審の判決が予定されていた直前に

本件権利の放棄がなされたこと、本件権利の内容、認容額、同種の事件を含めて不当利得返還請求権及び損害賠償請求権を放棄する旨の決議の神戸市の財政に対する影響の大きさと、議会が本件権利を放棄する旨の決議をする合理的な理由はなく、放棄の相手方の個別的・具体的な事情の検討もなされていないこと等の事情に照らせば、本件権利を放棄する議会の決議は、地方公共団体の執行機関（市長）が行った違法な財務会計上の行為を放置し、損害の回復を含め、その是正の機会を放棄するに等しく、また、本件住民訴訟を無に帰せしめるものであって、地自法に定める住民訴訟の制度を根底から否定するものといわざるを得ず、上記議会の本件権利を放棄する旨の決議は、議決権の濫用に当たり、その効力を有しない。」控訴人は、権利の放棄に法令上の制限はなく議会が自由に行うことができるとした上で、本件権利の放棄を議決した理由について主張する。しかし、住民訴訟の制度趣旨に照らすと、少なくともこれらの制度に係る損害賠償請求権、不当利得返還請求権の放棄をするためには公益上の必要その他合理的な理由が必要であるというべきであり、控訴人の主張は採用することができない。」

大阪高等裁判所平成二二年八月二七日判決（議決を有効と判断）

二〇の外郭団体のうち、一八団体に対する平成一九・二〇年の補助金・委託料の支出について同様の理由により提訴した事案（三事件）。

「一般的に地方公共団体の権利の放棄については、執行機関である地方公共団体の長ではなく、議会の議決によるべきものとしていることからすると、地方公共団体が、条例の形式で特定の私法上の請求権を放棄し、又は一定の種類に属する私法上の請求権を一括して放棄することは可能である。」議会の議決以外に執行機関の執行行為を要するものではない。」住民訴訟が提起されたからといって、住民の代表である地方公共団体の議会がその本来の権限に基づいて住民訴訟における個別的な請求に反した議決に出ることが妨げられる理由はない（住民訴訟が第一番

で勝訴し、控訴審で係属中あるいはさらに勝訴判決が確定した後においても勝訴判決に係る権利について、議決により放棄することを妨げられる理由はない)。すなわち、住民訴訟の対象となった個別的請求権の放棄の可否は、住民の代表である議会の良識ある合理的判断に委ねられているという他はないのであって議会の議決が有効か否かを判断するにつき、『公益上の必要性』なる概念をいれる余地はない。「本件請求権の放棄を含む本件改正条例の議決は、先行した住民訴訟の結果を踏まえ、その訴訟における裁判所の判断を尊重する形で、従来派遣法上疑義であった市の外郭団体に対する派遣職員との給与相当額を含んだ補助金等の扱いを是正するとの趣旨及び目的により行われたものと認めるのが相当であって、控訴人らの訴訟追行を阻害する目的で行われたものと認められない。…そのほか、相手方を不当に優遇し、神戸市の財政に過大な負担を与えるようなものとは認められないから、本件改正条例の議決は議決権の濫用にあたらず、本件改正条例の効力を否定すべき根拠はないというべきである。」

(2) 学説の動向

この問題について、学説は、裁判例と同様に、議会による請求権（債権）放棄を原則として無効とする立場と有効とする立場に分かれている。（後掲：津田和之論文参照）

① 無効説…

制度趣旨違反説、（後掲：安本、碓井、大橋真由美、斉藤誠）

住民訴訟提起後の議会による請求権（債権）放棄は、基本的には住民訴訟制度の趣旨に反するものであり許されないとする。

公益違反説、（後掲：山本隆司、蟬川）

地方自治法九六条一項一〇号の議会による請求権（債権）放棄の議決について、同法二二二条の二の補助金等支

出の規定を類推適用して、「公益上必要がある場合」という要件を満たす必要があるとする。

善管注意義務違反説、(後掲：阿部泰隆、高田倫子)

首長と議会は、善管注意義務を負っており、議会による請求権(債権)放棄はその範囲内では有効には行うことができないとする。

② 有効説：

無制限(有効)説、

法九六条一項一〇号は、長に対する損害賠償請求権について、法令又は条例になんら特別の定めはないのであるから、権利放棄の議決が、議会において適法な議事手続に従って議決されていけば、損害賠償請求権は消滅したものであるというほかないとする。

制限(有効)説(限定的有効説)

議会の議決に裁量権の逸脱又は濫用があると認められる場合には、違法となりうるとする。

(問題の焦点は、債権放棄の可否ではなく、いかなる場合に議会の債権放棄が裁量権の逸脱・濫用になるのか、その具体的内容を解明することであるとす。)

この中で、住民訴訟係属中の請求権(債権)放棄の議決は、住民訴訟の機能や目的、効果を損なうこととなることから、行政法学説にあつては、この債権放棄議決について原理的な「反『住民訴訟』性・違法性」(後掲・兼子仁評釈)を主張する見解が多く見られる。(例えば、阿部泰隆教授は首長・議会の善管注意義務違反説など)ただ、フランス法との比較を交えて論ずる木村琢磨教授の立場は、やや趣を異にしており(後掲：木村琢磨論文)、前記

の二つの減免を認めている自治法がフランス法と同様に、二段階の減免を予定していると解釈でき、フランスでは、裁判機関である会計検査院の判決がなされた後でも、減免が可能であり、この原理は財政法の基本原理として日本でも採用されているとした上で、地方公共団体の長に対する損害賠償請求権を含めて、議決による賠償請求権の放棄が可能であり、例外的に、議会の審議の実質が確保されていない場合などには、当該議決は無効となるとする。この立場は、財政に関しては政治的統制が基本となっており、それを補充する形で、公務員の個人責任の制度がある、という認識を出発点として、議会の政治的判断に優先性と裁量性を認めることが法の趣旨と主張する。しかし、このことは、団体自治の面では妥当するとしても、そこに住民自治の観点がどのように影響、作用するのかも問われねばならないのではないか、という疑問を禁じ得ない。なお、この立場がいう議会の審議の実質が確保されていない場合とは、議会に対して適切な情報提供がなされず、議決の実質が伴わない場合などで、基本的には真実性の原則に違反した場合がそれにあたるとされている。

四 検討

1 住民訴訟の対象とされている普通地方公共団体の不当利得返還請求権を放棄する旨の議会の議決の適法性に関する判断の枠組み

議会の請求権放棄議決の適法性の判断の枠組みについては、普通地方公共団体の議決機関である議会の裁量権に基本的に委ねられていることを前提に、個々の事案ごとに、住民訴訟の経緯や当該議決の趣旨及び経緯等を含む諸般の事情を総合考慮するという判断枠組み、すなわち、当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容、

原因、経緯及び影響、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、住民訴訟の係属の有無及び経緯、事後の状況その他の諸般の事情（考慮されるべき諸事情）を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨等に照らして不合理であつて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときは、その議決は違法となり、当該放棄は無効となるものと解するという判断枠組みが提示されている。

一般論として、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨等に照らして不合理であつて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときには、当該議決は違法となるという説示は、この種の事案については最高裁としては初めての判断であるが、その具体的内容は、千葉裁判官の補足意見が、これを「例外的な場合」として明示している。（例えば、長の損害賠償責任を認める裁判所の判断自体が法的に誤りであることを議会として宣言することを議決の理由としたり、そもそも一部の住民が選挙で選ばれた長の個人責任を追究すること自体が不当であるとして議決をしたような場合が考えられる。）¹ 法廷意見曰く、

「地方自治法においては、普通地方公共団体がその債権の放棄をするに当たって、その議会の議決及び長の執行行為（条例による場合は、その公布）という手続的要件を満たしている限り、その適否の実体的判断については、住民による直接の選挙を通じて選出された議員により構成される普通地方公共団体の議決機関である議会の裁量権に基本的に委ねられているものというべきである。もっとも、同法において、普通地方公共団体の執行機関又は職員による公金の支出等の財務会計行為又は怠る事実に係る違法事由の有無及びその是正の要否等につき住民の関与する裁判手続による審査等を目的として住民訴訟制度が設けられているところ、住民訴訟の対象とされている損害賠

償請求権又は不当利得返還請求権を放棄する旨の議決がされた場合についてみると、このような請求権が認められる場合は様々であり、個々の事案ごとに、当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、住民訴訟の係属の有無及び経緯、事後の状況その他の諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨等に照らして不合理であつて上記の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときは、その議決は違法となり、当該放棄は無効となるものと解するのが相当である。そして、当該公金の支出等の財務会計行為等の性質、内容等については、その違法事由の性格や当該職員又は当該支出等を受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものと解される。」

2 本判決の示した住民訴訟の対象とされている普通地方公共団体の不当利得返還請求権を放棄する旨の議会の議決の適法性に関する判断基準

「住民訴訟の対象とされている損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を放棄する旨の議決がされた場合についてみると、このような請求権が認められる場合は様々であり、個々の事案ごとに、当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、住民訴訟の係属の有無及び経緯、事後の状況その他の諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨等に照らして不合理であつて上記の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときは、その議決は違法となり、当該放棄は無効となる」(二)そして、当該公金の支出等の財務会計行為等の性質、内容等については、その違法事由の性格や当該職員又は当該支出等を

受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものと解される。」)

以上のように、本判決は、住民訴訟の対象とされている損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を放棄する旨の議

決の適法性の判断基準として、

(1) 本件補助金等の支出の性質及び内容

(2) 補助金等の支出の原因及び経緯

(3) 補助金等の支出の影響

(4) 議決の趣旨及び経緯

(5) 補助金等に係る不当利得返還請求権の放棄又は行使の影響

(6) 住民訴訟の係属の有無及び経緯

(7) 事後の状況その他の諸般の事情

を挙げ、これらを総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨等に照らして不合理であつて上記の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときは、その議決は違法となり、当該放棄は無効となる、とし、当該公金の支出等の財務会計行為等の性質、内容等については、その違法事由の性格や当該職員又は当該支出等を受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものと解される、としている。

このように普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保、議会の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の防止ないし抑止という観点から、議決の合法性を担保するための考慮項目を提示し、単に住民訴訟の対象となつてい

る損害賠償請求権を放棄したという事情だけでは違法と判断するべきではない(鳥居弁護士)という準則を示した

ものと思われる。

3 最高裁平成二四年四月二〇日判決の意義

住民訴訟死刑判決（阿部泰隆）か。

本判決は、最高裁として初めて、議会の請求権（債権）放棄議決と住民訴訟により司法権から命じられた請求権との関係、換言すれば、同じ地方自治法によって認められた議会の権利の放棄の権限と住民訴訟という「普通地方公共団体の財務会計行為の適正さを確保するために住民の関与を認めた制度」とをどのように関連制度として位置づけ、その調整を図るべきかについて、請求権（債権）放棄議決の実的要件についてこれを制限する規定が無い以上、その適否の実体的判断は公選された議会の裁量権に基本的に委ねられていたと見なされ、住民訴訟に係わる請求権（債権）の放棄については、「住民訴訟の係属の有無及び経緯」を議決の合法性判断の考慮要素の一つとして設定して、住民訴訟制度の存在に配慮した制約を課するという判示を行っている。すなわち、「住民訴訟において請求権が認められる場合は様々であり、個々の事案ごとに、財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響、議決の趣旨及び経緯、請求権放棄の影響、住民訴訟の係属の有無及び経緯、市長等の帰責性、その他の諸般の事情を総合考慮してこれを放棄することが自治体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする自治法の趣旨等に照らして不合理であつて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときは、その議決は違法であり無効となる」と判示して、このような現に係属する本件訴訟の経緯を踏まえ、本件附則に係る議決については、「主として住民訴訟制度における当該財務会計行為等の審査を回避して制度の機能を否定する目的でされたなど、住民訴訟制度の趣旨を没却する濫用的なものに当たらないか否かという観点」を提示している。

このように、実体的要件の法定されていない議会の権利放棄の裁量性を前提として、可能な限り住民訴訟制度の

趣旨を没却しないよう配慮した最高裁の苦肉の判断とも評されるが（後掲・佐藤英善評釈）、判決（法廷意見）の意図するところは、一方の制度の存在意義を確保するために他方の制度（に基づいて表明された意思）を全面的に否定するのではなく、同じ法律の中の二つの制度の制度趣旨を勘案して、双方の制度の実践、貫徹を、それぞれに制限条件を付加して認めるという結論になったものと思われる。

本判決は、その判示内容から判断するに、上記の下級審判例の有効説、無効説のいずれの立場にも立たず、むしろ学説によって主張された所謂制限（有効）説の示した解釈内容に近い立場を表明した上で、本件事案については、債権放棄議決の違法性が帰結される要件のいずれにも該当しないとして、本件附則に係る権利の放棄は有効であり、当該請求権は消滅したものと結論づけたものと思われる。いずれにせよ、「矛盾的な法制構造」を内包する地方自治法について、矛盾を解消する調整措置を盛り込んだ立法的手当てが必要であることは、いずれの立場に立つにせよ、これを肯認するところであろう。

なお、住民訴訟制度自体が内包する問題として、千葉勝美裁判官の補足意見は、住民訴訟が個人責任を負う範囲を狭めてはおらず、その点が制度の特質となっていると指摘し、地方公共団体の長が自己又は職員のみならず法合解釈の誤りにより結果的に膨大な個人責任を追及されるという結果も多く生じてきており、また、個人責任を負わせることが、柔軟な職務遂行を萎縮させるといった指摘も見られると述べて、不法行為法の法理を前提にして、違法行為と相当因果関係がある損害の全てを個人に賠償させることにしている現行の住民訴訟の改革の必要性を示唆し、別様の対処の方法・仕組みを提示している。この点については、行政法学説の中にも、制度改革を主張する立場が見られたところである。（後掲・曾和俊文論文「首長責任限定必要論」及び津田和之論文）自治体の首長に対する過度の且つ過酷な個人責任の追及の「弊害」を住民訴訟制度の矛盾ないし問題点として認識し、立法的解決の方向性を探究することが求められていると言えようか。

なお、「住民訴訟と議会の議決による損害賠償請求権の放棄について」、総務省においても夙に検討が加えられてきており、論点、改正のイメージ、検討のポイント、問題点等が総務省のホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_content/00088239.pdf) において提示されている（論点1：住民訴訟制度の趣旨をどう考えるか。財務会計行爲として広く執行機関等の行為の違法性が争われていることについてどう考えるか。論点2：係属中の訴訟に係る損害賠償請求権又は不当利得返還請求権について議会が放棄することを制限すべきか。論点3：損害賠償請求権の放棄の議決について、時期のいかんを問わず放棄を行うための要件を設けるべきか。放棄について一定の上限額を設けるべきか）。

五 おわりに

議会の請求権（債権）放棄は、首長と議会の馴れ合いか、あるいは、地方公共団体のエゴイズムか。

住民訴訟制度は、従来「地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として：裁判所に請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたもの」「地方公共団体の構成員である住民全体の利益を保障するために法律によって特別に認められた参政権の一種であり、その訴訟の原告は、…住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するもの」（最一小判昭和五三年三月三〇日民集三三卷二号四八五頁）と把握されてきた。

議会の請求権放棄は、外面的には、表記のように馴れ合い、あるいは地方公共団体のエゴイズムと受け止められる可能性は否定できない。それだからこそ最高裁判所は、やや詳細な判断基準を明示して裁判所として審査する姿勢を示したのであって、議会の裁量性を最大限認めただけでも、それに全幅の信頼を寄せたわけではない。終局的に

は裁判所の判断を以て決着を付けることになる（後掲・兼子仁評釈参照）。

本判决の説示内容によつて年来の争点に係る論議に決着をつけたと言いうるかについては、今回の最高裁の判断を受けて、議会による放棄の議決によつて住民訴訟に対処するケースがより増加するかもしれないという指摘（鳥居弁護士）もあり、今少し自治体の対応や提示された判断基準に関する事例判例の推移、蓄積を見守る必要があるであろう。今後、最高裁が提示した要件をさらに上積みしていく方向性をとり、請求権放棄が許容される基準ないし要件を厳格且つ詳細精緻に設定すれば、放棄が無効と判断される可能性が高くなり、結果的に住民訴訟の判決結果を尊重することとなるが、他方、（地方）議会の裁量判断を尊重する方向性をとり、本判决で示された要件が今後も維持され、あるいは裁量性尊重の度合いなしウエイトを増していく判断枠組みが採られることになれば、指摘されているように、議会による請求権放棄が増加していく傾向を示すことになる。さらにまた、法廷意見と千葉勝美裁判官の補足意見との間には判断基準に関して無視しがたいと考えられる相違点もあり（後掲・佐藤英善評釈）、さらに最高裁として判例理論を統一的なものに練り上げていく余地がある。

【解説・評釈】

佐藤英善「住民訴訟と議会の権利放棄議決」地方自治総合研究所「二〇一二年八月コラム」

兼子仁「住民訴訟請求権の放棄議決をめぐる法制問題」自治総研四〇六号（二〇一二年八月）四八頁以下

【参考文献】

阿部泰隆「地方議会による賠償請求権の放棄の効力」

判例時報一九五五号三〇九頁（二〇〇七年）

同「地方議会による地方公共団体の賠償請求権の放棄は首長のウルトラカ（上）（下）」自治研究八五巻第八号三〇三四頁、八五巻第九号三〇

二九頁（二〇〇九年）

同「地方議会による地方公共団体の権利放棄議決再論—学説の検討と立法提案」自治研究八五巻第一一三—三五頁（二〇〇九）

同「地方議会による地方公共団体の権利放棄議決に関するその後の判例等」自治研究八六巻第三三—四三頁（二〇一〇）

同「地方議会による地方公共団体の権利放棄議決に関するその後の判例補遺」自治研究第八七巻第四三頁（二〇一一）

松本英昭・新版・逐条地方自治法【第六次改訂版】（二〇一一、学陽書房）

成田頼明ほか・注釈地方自治法（全訂）（加除式・第一法規）九六条注釈（斉藤誠）

南博方・高橋滋（編）条解行政事件訴訟法【第三版補正版】（二〇〇九、弘文堂）一七三頁（山本隆司）

大橋真由美「地方自治法二四二条の二第一項四号に基づく損害賠償請求権が、住民訴訟係属中に地方議会が行った同法九六条一項一〇号に基づ

く権利放棄の議決によつて消滅したとされた事例」自治研究七九巻三号（二〇〇三）一四—一三六頁

蟬川千代「住民訴訟制度と地方議会の権限（上）（下）」自治研究第八二巻第五、七号（二〇〇六）

高田倫子「議会による長の損害賠償義務の免除」阪大法学五八巻一号（二〇〇八）

田村達久「住民訴訟の展開—経済性の原則、権利放棄議決と住民訴訟との関係に絞つて」法律時報第八二巻第八号（二〇一〇）三八—四三頁

斉藤誠「住民訴訟における議会の請求権放棄」法学教室三五三号（二〇一〇）二—三頁

津田和之「住民訴訟と議会による債権放棄」自治研究第八五巻第九号（二〇〇九）九—一二二頁

人見剛「地方自治法の基本論点・住民訴訟制度の諸問題」法学教室三七二号（二〇一〇）五三—六一頁

木村琢磨「財政法の基礎理論の覚書き—住民訴訟と権利放棄議決の関係をめぐって」自治研究第八五巻第五号（二〇一〇）五四—七二頁

同「住民訴訟旧四号請求の提起後になされた権利放棄議決の効力」会計と監査二〇〇七年一〇号二一頁

西田幸介「住民訴訟（四号請求）にかかる損害賠償請求権等を放棄する条例の適否」KCローライブラリー・新・判例解説 Watch・行政法

No.112

山田隆司「ローアングル・住民訴訟と請求権放棄」法学セミナー六八三号（二〇一一）四八—四九頁

石崎誠也「住民訴訟（四号請求）に係る損害賠償請求権等の放棄を定める条例の効力」ジュリスト臨時増刊一四二〇号六九頁〔平成二二年度重

要判例解説〕（原審評釈）

安本典夫「住民訴訟・新四号訴訟の構造と解釈」立命館法学二九二号（二〇〇三）

曾和俊文「住民訴訟制度改革論」法と政治五一巻二号（二〇〇〇）二〇六頁以下

成田頼明「住民訴訟（納税者訴訟）」行政法講座（三）二〇二頁

木村琢磨「時の問題・住民訴訟4号請求が提起された場合における権利放棄議決の可否」法学教室三八八号（二〇一三）四—四七頁